

浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）

指定管理者募集要項

令和7年7月

浪江町教育委員会

目 次

1	指定管理者の募集について	1
2	対象施設の概要	1
3	指定の期間	3
4	指定管理者が行う業務	3
5	管理に要する経費等	4
6	応募資格等	5
7	公募に関する事項	6
8	審査方法及び基準	8
9	自主事業に係る詳細協議	11
10	業務開始等	11
11	協定の締結	11
12	監査及び検査	12
13	指定の取消し等	12
14	その他の事項	13
15	問合せ先	14

浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）
指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集について

浪江町では、浪江町スポーツ施設（浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 18 号）第 2 条に規定する町営野球場、町営幾世橋グラウンド、町営高瀬野球場、町営高瀬クラブハウス、町営加倉運動公園、町営津島総合グラウンド、なみえ運動公園及び浪江町地域スポーツセンターをいう。以下「スポーツ施設」という。）及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）（浪江町復興海浜緑地（多目的広場）の設置及び管理に関する条例（令和 7 年条例第 19 号）第 3 条に規定するパークゴルフ施設、管理棟、屋根付き広場、ふれあい広場及びその他関連附帯施設をいう。以下「多目的広場」という。）について、施設の管理者として設置目的を効果的に達成することのできる指定管理者を募集します。

広く公募することにより、競争原理が働き、創意工夫を活かした施設運営や町民サービスの向上等、より一層の進展が図られることを期待します。

申請にあたっては、新たな視点から、サービスの質の向上と管理コストの削減について柔軟に検討し、提案してもらうことを期待します。

2 対象施設の概要

(1) 名称及び位置等

① スポーツ施設

名 称	位 置	敷地面積等
浪江町地域スポーツセンター	浪江町大字権現堂字下馬洗田 5 番地 2	敷地面積 8,894 m ² 建築面積 3,794 m ²
なみえ運動公園 （トイレ含む）	浪江町大字権現堂字矢沢町 16 番地 1	敷地面積 17,521 m ² グラウンド面積 14,340 m ² ランニングコース面積 804 m ² （488m/周） 倉庫・トイレ棟面積 84 m ²
町営高瀬野球場 （町営高瀬クラブハウス含む）	浪江町大字高瀬字丈六 44 番地	敷地面積 16,208 m ² グラウンド面積 11,915 m ² クラブハウス建築面積 112 m ²

② スポーツ施設（休止施設）

名 称	位 置	敷地面積等
町営野球場	浪江町大字小野田字下原 1 番地	敷地面積 約 15,000 m ²
町営幾世橋グラウンド	浪江町大字北幾世橋字植畑 11 番地	敷地面積 約 8,000 m ²
町営加倉運動公園	浪江町大字加倉字下加倉 40 番地 1	敷地面積 約 18,000 m ²
町営津島総合グラウンド	浪江町大字下津島字大和久 56 番地 6	敷地面積 約 14,000 m ²

③ 多目的広場

名 称	位 置	敷地面積等
多目的広場	浪江町大字請戸字御 壇ノ西及び持平地内	敷地面積 49,828 m ² パークゴルフ施設 32,522 m ² ふれあい広場 4,831 m ² 駐車場 7,256 m ² 他 管理棟面積 258 m ² 倉庫面積 49 m ² 倉庫車庫面積 74 m ² 屋根付き広場 600 m ²

(2) 基本方針等

① 基本方針

ア 業務の遂行にあたっては、次の関係する法令等を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。

- ・ 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 消防法、消防法施行令ほか消防関係法
- ・ 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び浪江町スポーツ施設の管理規則
- ・ 浪江町復興海浜緑地(多目的広場)の設置及び管理に関する条例
※同条例施行規則については、多目的広場開所前に施行予定
- ・ 浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条施行規則
- ・ 浪江町暴力団排除条例
- ・ その他指定管理業務を行うに当たり遵守すべき法令等

イ 公の施設であることを念頭に置き、地域住民や利用者の公平な利用に供して、当該施設の設置目的に沿った、管理運営を行うこと。

ウ 利用者へのサービス向上に努め、利用者満足度の向上及び利用者数の増加に取り組むこと。

エ 指定管理者制度を理解し、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。

オ 常に善良な管理者の注意をもって、管理に努めること。

カ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び浪江町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 2 号）に基づき、個人情報の保護に努めるとともに、業務上知りえた情報について守秘義務を遵守すること。

キ 環境への負荷の低減に努めること。

ク 施設の環境美化に努めること。

ケ 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

コ 浪江町スポーツ協会等関係団体との連携を図ること。

サ 指定管理者が直接業務を行うに当たり作成、又は取得した文書で、指定管理者が管理しているものの公開については、浪江町情報公開条例（平成 11 年条例第 13 号）の趣旨に則り、指定管理者が別途情報公開に関するマニュアル等を定めること。

② 設置目的

ア スポーツ施設

町民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

イ 多目的広場

交流人口の拡大や町民の健康づくりなどにより賑わいあふれる交流の場として活用するとともに、災害時には、防災活動拠点として活用することを目的とする。

(3) 施設概要及び管理の基準

※別添「指定管理業務仕様書」を参照してください。

- ① 指定管理者は、開場時間及び休業日について、サービスの向上のために変更する場合は、事前に町の承諾を得ること。また、大会等開催時は利用者との打ち合わせ等により、開場時間外に開場するなどの対応をすること。
- ② 臨時開場及び臨時休業については、事前に町に報告すること。
- ③ 施設の運営に必要な職員を適切に配置すること。なお、職員の配置については、人員配置表等により事前に町の承諾を得ること。
- ④ 施設利用者が快適に利用できるよう衛生管理に配慮すること。疾病等が発生した場合には、関係法令等に従い適切に対応するとともに、町をはじめ関係機関へ速やかに報告すること。
- ⑤ 各施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に努め、安全かつ快適な空間を保つために清掃業務を行うこと。その際には、できる限り利用者の妨げにならないよう行うこととし、破損箇所の発見や破損の恐れのある箇所を事前に発見するよう努めるとともに、発見した場合は速やかに町に報告すること。
- ⑥ 植栽等維持管理業務
各施設内の植栽等について、休止している施設も含め最低年2回は適切に維持管理することにより、美観の確保に努めること。なお、業務を行うにあたっては、利用者及び通行者の安全や周辺に与える影響に配慮すること。
- ⑦ 各施設において公共サービスの提供が円滑に提供され、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に点検整備等必要な対応を行うこと。また、稼働状況を記録するとともに、不具合があった場合には必要な処置を行うこと。なお、その際に必要な消耗品等の補充、更新は指定管理者が行うこと。

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者が行う業務

※詳細については、別添「指定管理業務仕様書」を参照してください。

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 使用料の徴収及び免除に関する業務
- (3) 利用者への対応
- (4) 運営に関する業務
- (5) 維持管理業務
- (6) 安全管理業務
- (7) 自主事業の実施

(8) その他施設の管理運営等に関し町又は町教育委員会が必要と認める業務

5 管理に要する経費等

(1) 指定管理料

ア 町は、指定管理業務の対価として、毎年度必要な経費を予算の範囲内において、指定管理者に支払うものとします。具体的な額や支払時期・方法等は提案額を参考にしつつ、町と指定管理者が協議のうえ、年度ごとに4月1日付けで締結する年度協定により別途定めることとします。なお、額の提案にあたっては、次の基準額以内としてください。基準額を超える提案は失格となります。

(基準額) 387,666千円(消費税及び地方消費税含む。)

※減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補充等の措置は行いません。なお、減免基準に関しては、浪江町スポーツ施設の管理に関する条例第8条及び浪江町復興海浜緑地(多目的広場)の管理に関する条例第13条に準拠します。

〈基準額について〉

施設の管理運営にあたり、「最低限実施すべき業務に必要な経費(支出)」と「利用料金(収入)」の差引額であり、町が指定管理者に支払う「指定管理料」の目安です。

なお、選定にあたっては、経費面だけでなく、計画書の内容について総合的な評価を行うこととします。

イ 町が示した水準どおりの業務を実施する中で、修繕費及び次号の「多目的広場に係る特例」を除き、利用料収入の増減、経費の増減があっても、指定管理料の精算は行いません。

修繕費は、収支計画書等でスポーツ施設及び多目的広場を合せて200万円(1年間)と想定し積算してください。なお、パークゴルフ場の年間入場者数は7,000名と想定しています。

(2) 多目的広場に係る特例

本施設は新規オープンであり、開所後の利用状況や運営実態について不確実な要素が多いため、現時点での綿密な事業計画に基づき、合理的に積算できる範囲で指定管理料を提案してください。なお、開所後実態と大幅な乖離が生じた場合、または予見し得ない費用が発生した場合においては、指定管理スタート3年間に限り、提出された事業計画書を基に、人件費以外の経費について清算協議対象項目としますので、その際は、協議に必要な根拠となる資料を作成してください。また、4年目以降については、当初3年間の実績を考慮し、町と指定管理者が協議のうえ決定することとします。

事業計画書等については、スポーツ施設と多目的広場を区分して提出してください。

(3) 経理と口座の管理

指定管理業務に係る収入及び経費は、指定管理者が行う他の業務とは別の専用口座で管理してください。専用口座が開設することができない場合は、指定管理業務と他の業務を混同しないよう管理してください。

また、会計処理について指定管理業務とそれ以外の業務に係る経理を区分して整理してください。

6 応募資格等

(1) 応募資格

- ① 応募者は、指定期間中において安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。
- ② 施設運営管理に必要とする有資格者及び職員数の確保が可能な法人等及びグループとします。
- ③ グループで応募する場合、グループを構成する法人等（以下「構成法人」という。）のうち、代表する法人等（以下「代表法人」という。）を定め、事前にグループ内で協定等を締結してください。なお、代表法人及び構成法人の変更は、原則として認めません。ただし、構成法人については、業務遂行上支障がないと町が判断した場合は、変更を認めることがあります。また、代表法人及び構成法人は、他のグループの構成法人となり、又は単独で申請することはできません。
- ④ 応募者は、福島県内に営業拠点を置く法人等に限り、グループで応募する場合は、代表法人又は構成法人の少なくとも1つが営業拠点を置くグループに限り、ます。ただし、応募の時点で福島県内に営業拠点を有していない応募者については、令和8年4月1日までに営業拠点を開設する場合は、応募資格を有するものとします。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等又は構成法人は、応募者になることはできません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続をしている者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 浪江町における指定管理者の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 暴力団、暴力団員等と関係のある者
- ⑧ 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑨ 国税及び地方税等を滞納している者
- ⑩ 法人等の役員に次のいずれかの者が含まれている者
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者
 - ウ 暴力団員又はその利益となる活動を行う者
- ⑪ その他、応募することが適当でないと町長が判断した者

7 公募に関する事項

(1) スケジュール

日 程	内 容
令和7年7月29日（火）～9月5日（金）	募集要項配布
8月19日（火）	現地説明会
7月29日（火）～8月26日（火）	質問受付
随時	質問回答（町ホームページ）
7月29日（火）～9月5日（金）（予定）	申請受付
9月16日（火）～9月26日（金）（予定）	1次書類審査
10月21日（火）（予定）	2次審査（プレゼンテーション）
10月21日（火）（予定）	指定管理予定者の決定・通知
11月19日（水）（予定）	仮協定締結
11月26日（水）（予定）	教育委員会の議決
12月17日（水）（予定）	議会の議決
12月22日（月）（予定）	公募結果公表（町ホームページ）
2月6日（金）（予定）	基本協定締結

(2) 募集要項の配布

令和7年7月29日（火）～令和7年9月5日（金）の期間において浪江町ホームページからダウンロードしてください。

(3) 現地説明会

応募方法、応募書類、指定管理業務等の説明を行うため、次により現地説明会を開催します。応募を予定される団体は、できる限り参加してください。詳細については、後日、参加希望の団体にお知らせします。なお、説明会への参加・不参加の状況は、審査には一切影響しません。

・日 時 8月19日（火）午後1時開始

・場 所 浪江町地域スポーツセンター 会議室

次の順番により現地案内（会議室で受付後）

①ふれあいグラウンド→②高瀬野球場→③多目的広場→④地域スポーツセンター（町営野球場等休止4施設については、現地案内は行いません。）

・参加人数 各団体4名以内とします。グループも1団体とみなします。

・参加申込 8月12日（火）午後5時までに、様式集別添「現地説明会及び施設案内会参加申込書」を、浪江町教育委員会事務局生涯学習課社会体育係まで、電子メール等で申し込みをしてください。

・申込先 電話 0240-34-3941 FAX 0240-35-5885

電子メール namie43020@town.namie.lg.jp

※当日は、公募要項、業務仕様書等の資料は配布しないため、浪江町ホームページから事前に印刷のうえ、持参してください。

(4) 募集要項等への質問及び回答

① 募集要項等への質問

募集要項等に関する質問は、以下のとおり受け付けます。

・受付期間 令和7年7月29日（火）～令和7年8月26日（火）午後5時

・受付方法 「募集要項等に関する質問書」（様式第1号）により、電子メールにて提出先へ提出してください。なお、件名を「浪江町復興海浜緑地（多目的広場）及びスポーツ施設指定管理者に関する質問書」とし、電子メール未到達を防ぐため、送信後問い合わせ先へ送信した旨、連絡してください。

② 質問に関する回答

質問に対する回答は、町ホームページで随時公表します。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しません。また、回答の内容は、本募集要項等の記載事項に反映したものとして取り扱うこととします。

(5) 応募申請書受付

① 受付場所 申請書および申請書類を郵送または持参してください。

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下馬洗田 5-2

浪江町教育委員会事務局 生涯学習課 社会体育係

電話 0240-34-3941 FAX 0240-35-5885

電子メール namie43020@town.namie.lg.jp

② 受付期間 令和7年7月29日（火）～令和7年9月5日（金）

③ 受付時間 午前9時から午後5時まで

（12時から1時まで及び土日祝日を除く。）

ただし、郵送の場合は、令和7年9月5日（金）午後5時必着のこと。

(6) 申請書類の提出

下記書類を原本1部、原本の写し1部、副本10部、CD-ROM2枚（副本は、c～h及びj～mを除く。それ以外の様式はコピー可能。ただし、副本には企業名を一切掲載しない。）を作成のうえ、A4縦型フラットファイルに綴じ込み、A3判の書類は折り込んでください。ホチキス綴じは不可。

a	指定申請書	様式2	
b	団体の概要	様式3	
c	役員名簿		任意様式
d	法人の場合は、法人登記簿の謄本	—	
e	団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類		任意様式
f	宣誓書	様式4	
g	申込資格に関する申立書	様式5	
h	国税及び地方税の納税証明書（募集要領の配布開始日以降に交付されたもの）	—	
i	再委託予定調書	様式6	
j	共同事業体構成員届出書	様式7	※グループによる応募の場合に限る。
k	参加事業者連絡先一覧表	様式7-1	
l	共同事業体協定書（任意様式）		
m	グループ構成協定書（参考）	様式8	
n	直近3か年の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（任意団体においては、これらに類する書類）	—	
o	提案書（事業計画書及び収支計画書含む）	様式9	※スポーツ施設と多目的広場を区分して提出すること。
p	自主事業計画書	様式10	
q	提案書概要版（10ページ程度）	—	

r	その他町長が必要と認める書類	—	
---	----------------	---	--

(7) 申請に関する注意事項

- ① 受付期限後に提出された申請書類は受け付けません。
- ② 申請書類の作成及び申請に要する費用は、全て申請者負担とします。
- ③ 提出した申請書類を再提出、差し替えは原則認めません。
- ④ 提出された申請書類は、返却しません。また、町が提示する仕様書等の著作権は町に帰属し、応募者の提出した書類の著作権は各応募者に帰属します。なお、町が必要と認めるときは、町は提出された書類の全部又は一部を無償で公開できるものとします。

(8) 応募の取り下げ

申請書提出後に申請を取り下げる場合は、その旨を書面（任意様式）にて提出してください。

8 審査方法及び基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、申請団体がこの募集要項に定められた申請資格要件を満たしているか、形式的要件を確認（事前審査）した後、「浪江町公の施設に係る指定管理者選定委員会」（町職員及び外部委員により構成）において、提出された申請書を基にした一次審査（書類審査）を行います。

その後、一次審査を通過した団体について、二次審査（提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及び面接審査）を行い、総合的に評価が高く最も適合する応募者を指定管理予定者（以下「予定者」という。）として選定します。

二次審査の日時、場所については、一次審査を行った後、当該団体に別途通知します。なお、審査結果に対する問合せ、異議等については一切応じません。

① 一次審査

一次審査は、下記（2）の「共通審査基準」に基づき、書類審査により 100 点満点で点数評価を行い、得点上位の 3 団体程度を二次審査の対象として選定します。
※得点の状況により、選定団体数が増減する場合があります。

② 二次審査

二次審査は、一次審査を通過した団体について、下記（2）の「共通審査基準」及び「二次審査基準」に基づき、プレゼンテーション及び面接審査を実施し、150 点満点で点数評価を行います。

審査委員による評価点の合計が最も高い団体を候補者として選定します。（二次審査には一次審査の得点は反映されません。）なお、審査委員全員の評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合は、二次審査の対象が 1 団体のみであっても候補者とはせず、再度公募を行う場合があります。

プレゼンテーションにおいて、パワーポイントの使用は可能とするが、スライドの内容は提出した資料の抜粋、または拡大表示の資料とし、応募時の資料と別の内容を説明資料とすることはできません。

プレゼンテーションは合計で 30 分以内、質疑応答は 20 分程度とし、説明に参加できる人数は 1 参加団体につき 3 名以内とします。なお、二次審査会場では町側でプロジェクター、HDMI ケーブル 1 本、電源コードは準備しますが、その他プレゼ

ンテーションに必要な機材（ノートパソコン、ポインター等）は応募団体が準備してください。

(2) 審査基準

審査項目における評価項目は、次のとおりです。委員1人当たりの配点は、一次審査は100点満点、二次審査は150点満点とし、各委員の評価点の合計点で評価します。

<事前審査>

審査項目	判断基準
募集要項に示す欠格事項に該当していないか。	該当があれば失格。
申請書類に不備がないか。	必要書類の欠落は失格とし、その他不備はその都度判断。
関係法令等を理解し、遵守が見込まれるか。	法令順守等の意識が低いと認められる場合は失格。
必要とする資格を有しているか。又は確保が可能か。	確保されない場合は失格。

<共通審査基準>

選定基準	審査項目	審査の視点	配点
1 利用者の平等な利用の確保 10点	(1) 平等の確保	利用者の平等の確保を基本とした事業計画であるか。	5点
		特定の個人及び団体等が優遇される提案ではないか。	
	(2) 公共性の維持	公の施設の管理・運営にふさわしい理念を持っているか。	5点
		施設設置目的と町が求める業務を理解した事業計画か。	
		利用者の要望や意見を把握し、さらには、その対応方法が的確か。	
2 公の施設の効用を最大限発揮できるか。その管理経費の縮減及びサービスの向上が図られるものか。 50点	(1) 効用の発揮	サービス向上のための実現性の高い提案か。	20点
		利用促進・拡大の的確な手法が提案されているか。	
		提案されている事業の実施方法及び内容は施設の設置目的を果たし効果的か。	
	(2) 経費縮減	管理体制及び事業実施に対し適切な収支計画か。	30点
		縮減の取り組みとサービス低下につながらないバランスが図られているか。	
		新たな収入の確保等独自の取り組みが提案されているか。	
3 事業計画に沿	(1) 物的能力	公の施設等を良好に管理又は運営した実績があるか。	15点

った管理 を安定し て行う物的、人的 能力を有 している か。 30 点		安定して良好な施設管理及び運営の継続 が可能か。	
		個人情報保護及び情報公開に対応した 措置が講じられているか。	
	(2) 人的能力	適切な人員配置及び勤務体制か。	15 点
人材育成に対する積極的な取り組みが講 じられているか。			
安全確保と危機管理の体制が適切に講じ られているか。			
4 その他 10 点	(1) 地域貢献	地元雇用の促進など、地域振興に寄与す る提案があるか。	5 点
		町内に営業拠点等があるか。	
	(2) その他	社会貢献、環境配慮等について提案があ るか。	5 点
		その他、特に評価できる提案があるか。	
合計点数			100 点

<二次審査基準>

審査項目	審査の視点	配点
プレゼンテーション・ヒアリング	説明内容が申請書類の内容をよく補完しており、募集要項等をよく理解できているか。	10 点
	指定管理事業に意欲的に取り組む姿勢が感じられるか。	10 点
	簡潔明瞭な説明がされているか。	10 点
	ヒアリングに対する受け答えは納得できる回答がされたか。	10 点
	その他、特に評価できる提案があるか。	10 点
合計点数		50 点

(3) 日程

- ① 一次審査 令和 7 年 9 月 16 日（火）～9 月 26 日（金）（予定）
- ② 二次審査 令和 7 年 10 月 21 日（火）（予定）

(4) 選定結果の通知

一次審査の結果は、申請した団体全部に、二次審査の結果は、二次審査の対象団体にそれぞれ文書で通知します。

また、選定後、申請の概況及び審査結果の概要等について、町ホームページ等で公表します。

(5) 指定手続き

- ① 選定された予定者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項に規定に基づき、指定管理者として指定する議案を浪江町議会に上程し、議決後に指定管理者として通知します。
- ② 議会への上程は、令和 7 年 12 月定例会を予定しています。
- ③ 指定にあたっては、当該法人等又は代表法人に文書で通知するとともに、浪江町公告式条例（昭和 31 年条例第 1 号）の定めるところにより告示します。

(6) 審査対象からの除外

各団体において、以下のいずれかに該当した時点で審査対象から除外します。

- ① 提出された書類に虚偽または不正があった場合
- ② 審査に対して不当な要求を申し入れた場合
- ③ 審査書類提出後から審査決定までに審査委員に対し個別に便宜を図る接触があった場合
- ④ 募集要項に違反または著しく逸脱した場合
- ⑤ 書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑥ その他、町が不正行為と判断した場合

(7) 次点予定者

指定管理者に指定された団体が辞退した場合においては、次点予定者、第3位順位の予定者の順で繰り上がり、予定者となります。

なお、次点予定者等の地位は、指定管理者の管理が開始すると同時に消滅することになります。

(8) 予定者の変更

町は、予定者が町議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

また、予定者が指定期間開始日までの協議の過程において、指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合等に次点予定者等を指定管理者の候補団体として町議会に議案を提出することがあります。

9 自主事業に係る詳細協議

指定管理者として指定された法人等又は構成法人は、提案した自主事業の詳細について町と協議するものとします。

10 業務開始等

- (1) 指定管理者の指定は、町議会において指定管理者の指定が議決された後となりますが、スポーツ施設の人員については、指定期間開始の令和8年4月1日から管理運営ができるように、現場研修等行ってもらいます。

多目的広場も、令和8年4月1日から施設管理を開始するものとしますが、令和8年9月1日から開場する予定のため、それまでに管理運営ができるように指定管理に必要な備品等の調達及び職員の現場研修等を行ってください。

- (2) 指定期間前の令和8年3月までの期間は、準備期間とみなすため、指定管理者として選定された法人等又は構成法人の負担とします。
- (3) 議会の議決が得られなかった場合、事前に準備のために支出した費用等については、町は一切補償しないものとします。
- (4) 指定期間開始までの間、準備業務として町と連携し調整業務を行ってもらいます。

11 協定の締結

(1) 基本的な考え方

選定委員会による予定者として選定後、町は予定者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、町議会の議決を経て指定管理者として指定した後に、基本協定を締結します。また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を協議のうえ、締結します。

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、基本協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 申請資格を喪失したとき、又は申請資格を有さないことが判明したとき。

(3) その他協議すべき事項

協定書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、町及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

12 監査及び検査

町の監査委員等が町の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対し帳簿書類、その他の記録の提出を求める場合があります。

13 指定の取消し等

(1) 指定の取消し事由

町は、指定管理者が指定の基準を満たさなくなったと認めるとき、管理の基準を遵守しないときあるいは、管理を継続することが適切でないとき等、次のような場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

① 業務の改善が行われない場合

町が指定管理者の業務の実施状況について、業務の内容が要求水準を満たしていないと判断した場合、町は期日を定めて指定管理業者に業務の適正な履行や改善等の必要な措置をとることを勧告することができます。

この期日までに、業務の改善等が行われないと判断した場合には、町は期日を定めて指定管理業者に業務の改善を指示します。

これらを経ても、なお業務の改善等が行われていないと判断した場合には、浪江町行政手続条例（平成8年条例第16号）第3章（不利益処分）の規定に基づく聴聞等の手続きを経たうえで、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

② 指定管理者からの申し出による場合

指定管理者は、指定の基準を満たさなくなった場合又はそのおそれを生じた場合には、速やかに町に報告してください。

この場合、指定管理者は、指定の取消し、又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止を町に申し出ることができます。

町は、当該申し出があった場合は、状況を調査のうえ、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

③ 不可抗力の発生等による場合

町は、不可抗力の発生や制度等の変更により、指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認める場合には、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ④ 指定管理者が、次のいずれかに該当又は該当することが判明し、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合
- ア 福島県内に営業拠点を有しなくなった場合
 - イ 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続開始の申立てがあった場合
 - ウ 国税及び地方税等を滞納している者
 - エ 浪江町暴力団排除条例（平成 26 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める暴力団に該当することが判明した場合
 - オ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止により、損害・損失や増加費用（以下「損害等」という。）が町に生じた場合、指定管理者は町の損害等を賠償しなければなりません。

ただし、町は指定管理者に損害等が生じても賠償しません。その他の場合は、町と指定管理者は協議するものとします。

14 その他の事項

(1) 大規模な災害等

大規模な災害等が発生した又は発生のおそれがある場合には、防災活動拠点としての使用、帰宅困難者の受入れ及びその他の災害対応への協力について、町等から要請があった場合には、協力してください。

また、上記の要請がない場合においても、災害等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、町民等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めてください。

(2) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、町や次期指定管理者に業務を引継ぐ場合は、円滑な業務引継ぎに協力してください。

なお、引継ぎにあたって生じる費用は、各指定管理者の負担とします。

(3) 利用料金について

利用料金は、利用の日に施設を管理している指定管理者等の収入とします。したがって、指定管理者が交代した場合、交代前に利用者が利用料金を前納していれば、交代前の指定管理者は、前納された利用料金を次期指定管理者に引継ぐことになります。

(4) ネーミングライツの導入

町では、財源の確保による良好な施設環境の提供や地域の活性化を図るため、ネーミングライツの取り組みを進めようとしており、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があります。

※ネーミングライツとは、契約により施設に愛称として団体名等付与させる代わりに、命名権者から対価を得るものです。

(6) その他スポーツ関係業務

町では、スポーツセンター倉庫の一部に、各運動部の用具を保管しています。また、駐車場敷地の一部を、外部の団体に利用させています。これらの扱いについては、指定管理者と別途協議していくこととします。

(6) 休止施設について

休止施設については、町の政策的な判断等により、指定管理期間の途中であっても、町の意向に基づき施設を指定管理の対象から除外する場合があります。その場合は、指定管理料を減額します。

15 問合せ先

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下馬洗田 5-2
浪江町教育委員会事務局 生涯学習課社会体育係
電話 0240-34-3941 FAX 0240-35-5885
メール namie43020@town.namie.lg.jp